

---

# 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止対策

---

令和2年12月1日

広島市健康福祉局高齢福祉部

# 感染防止に向けた取組（施設・入所系）

## 外部からウイルスを持ち込むことを防ぐために

### （施設職員）

職員は、日常生活における3密の回避、飲食店は「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用、リスクが高い地域への移動や施設の利用を控える。

### （外部の業者等）

玄関など施設の限られた場所で、物品の受け渡しを行う。施設内に入る場合、発熱等の症状がある時は入館を断る。

### （面会）

入所者の心身の健康に与える影響から面会の制限が緩和され、面会を行う場合は、オンライン面会の実施を考慮する。

対面での面会を行う場合には、寝たきりや看取り以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うなどに留意する。

# 感染症対策の手引き

令和2年10月に国が感染症の専門家や介護現場の意見等を踏まえ、介護現場における感染症対策の手引きを作成するとともに、11月に研修プログラム・教材も作成したので、施設の職員研修等に活用が可能。

介護現場における感染症対策の手引き（令和2年10月）

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kaigo/188958.html>

→コロナ関係はP 76～P 106を参照



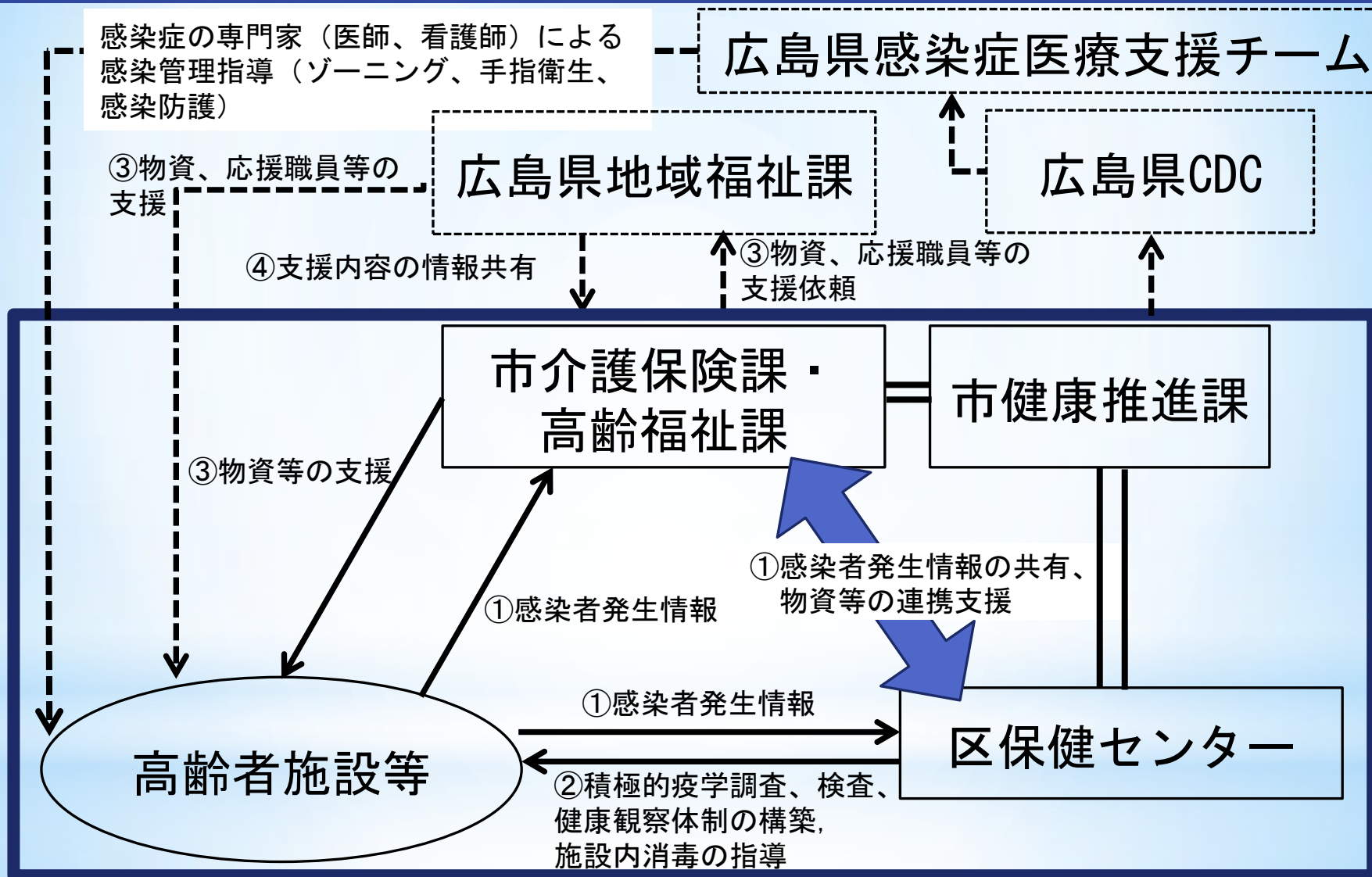
介護施設・事業所の職員向け感染症対応力向上のための研修教材  
（令和2年11月9日）

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症患者発生時の机上訓練

社会福祉施設における介護職員や利用者へ向けた研修動画・研修資料

上記3資料は、<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kaigo/180090.html>

# 感染者が発生した場合の行政との連携イメージ



○クラスターとなった時には破線部との連携体制を強化する。

○付数字は事務の流れ順を示す。

# 本市の支援策（補助）

## サービス提供継続への支援

※県も類似した補助制度あり

感染者の発生又は濃厚接触者に対応した介護事業者等が、通常とは異なる形でサービスを提供する場合に追加が必要となるかかきまし経費を補助する。

→衛生用品の購入経費、人材確保のための職業紹介料など

## 社会福祉施設等従事者への支援

社会福祉施設等が従事者に特別手当等を支給する場合に、その特別手当等に要する経費を補助する。

①感染者が継続して入所している施設で、直接介護する従事者に特別手当の支給又は宿泊費用を負担する場合

→補助限度額4,000円/人・日、補助率100% ※特別手当・宿泊費用それぞれで補助

②①以外で特別手当を支給する場合

→補助限度額16,000円/人・年、補助率80%

# 本市の支援策（衛生用品の提供、備蓄）

## 衛生用品の提供

国から提供を受けるマスクや手袋等は、高齢者施設等に順次個別配布予定。

## 備蓄

高齢者施設等におけるクラスター発生に備えて、衛生用品※を備蓄しており、施設等で感染が発生した場合には必要な数量の衛生用品を提供。

※衛生用品はマスク、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、手袋、キャップ、手指消毒用エタノール。

# 広島県の支援策

## 感染症対策の支援

感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費に対して補助する。

### ○補助対象経費

(例) 衛生用品の購入経費、人材確保のための職業紹介料など

### ○助成上限額

(例) 特養3.8万円×定員数

## 慰労金の支給

※市の特別手当等の補助制度との併用可。

対象期間に介護サービス事業所等に勤務し、利用者と接する職員に対して慰労金を支給する。

→感染者が発生・濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者とは接する職員 20万円  
その他の事業所に勤務し利用者とは接する職員 5万円

### 【問い合わせ先】

広島県 新型コロナウイルス感染症慰労金等給付チーム (介護班)

(電話番号) 082-513-2840 (受付時間) 平日 9:00~17:00